

新型インフルエンザ対策における  
今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方(案)

資料4

現行

新

**①患者の治療**  
**(ア)全罹患患者 (3,200万人分)**  
 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

**(イ)全重症患者への倍量・倍期間投与 (+750万人分)**  
 新型インフルエンザの病態が重篤の場合、倍量・倍期間投与を行う可能性  
※患者の1割(250万人)が重症化すると想定)

**②予防投与 (300万人分)**

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

**③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270万人)**  
 季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

**①患者の治療**  
**(ア)全罹患患者 (3,200万人分)**  
 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診 (変更なし)

**不要**  
 備蓄の対象となった平成20年度当時は効果が指摘されていたが、厚生労働省の研究班(谷口班)において、治療効果が科学的に確認されなかった。

**②予防投与 (300万人分)**

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

**③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270万人)**  
 季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

参照:平成21年1月16日付 厚生労働省健康局長通知(健発0116008号)

新型インフルエンザ対策における今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方  
(政府行動計画及び抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン 改定案)

現行

新

政府行動計画

国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等をふまえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

国及び都道府県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等をふまえ、全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。

ガイドライン

国民の45%に相当する量として5,650万人分

全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として4,770万人分